

市職員への健康管理に関する基本方針

横須賀市が実施する各種施策を効率的に実行し、市民サービスの質的向上を図るには、施策の実行者であり、市民サービスの狙い手である市職員が心身ともに健康な状態を保持増進することが重要であると考えます。

そのため、次に掲げる事項を基本として市職員の健康管理に取り組みます。

- ①職員の健康状態を継続的に把握し、雇用期間全体の中で、指導助言等が必要な状態になった時を的確に判断し、疾病予防や、健康回復、健康保持増進の事業や職員への働きかけを実施する。
- ②「自分の健康は自分で守る」というセルフケアの意識を職員一人一人が自覚できるようにし、そのための支援を行う。
- ③職場や業務の関連して心身の疲労や障害が起きないように未然の防止や、起きた時の早期回復のための支援を行う。
- ④管理監督者が職員の健康保持のために行なう「ラインによるケア」に対し支援を行う。
- ⑤職員の健康管理に関するプライバシーについては十分な保護を行う。

(平成15年(2003年)11月策定)